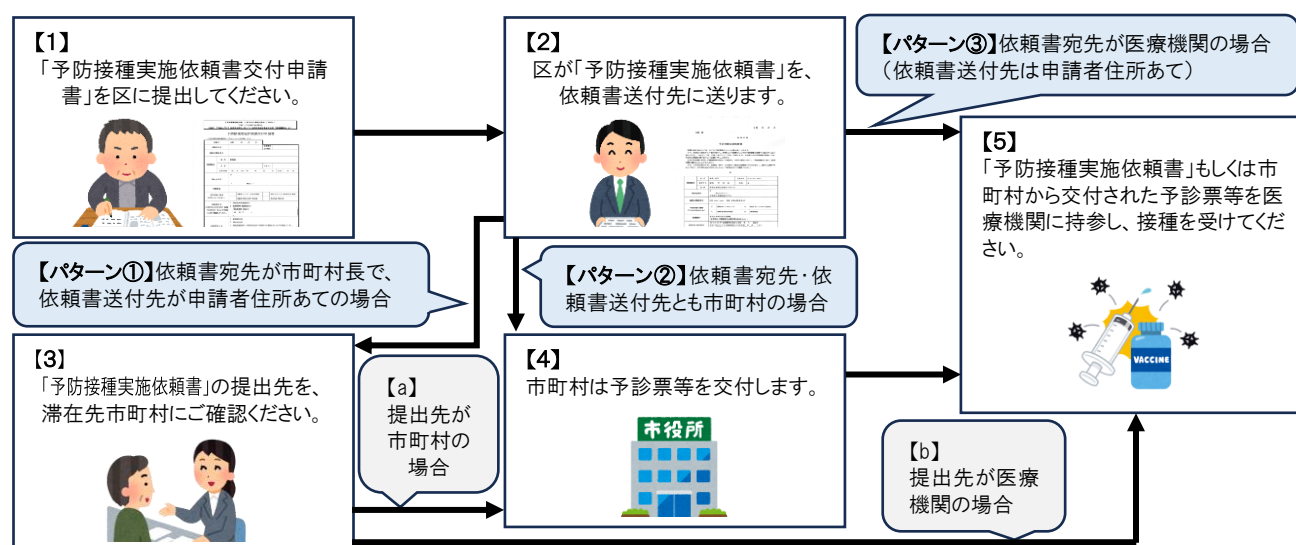


「予防接種実施依頼書」の交付申請について

東京 23 区の指定医療機関以外で定期接種(B 類疾病:高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、新型コロナウイルス感染症、带状疱疹)のワクチン接種を希望する場合、事前に「予防接種実施依頼書」の交付を受けることで、予防接種法に基づく定期接種として接種をすることができます。別添の「予防接種実施依頼書交付申請書」に必要事項を記入のうえ、問い合わせ先まで、FAX または郵送にて送付してください。

滞在先の市町村によって、下図の【パターン①～③】のとおりに「予防接種実施依頼書」の取り扱いが異なります。別表をご参照の上、滞在先の市町村に事前に確認してください。(予防接種を希望する医療機関の所在地が滞在先の市町村と異なる場合は、医療機関が所在する市町村に確認してください。)

【図「予防接種実施依頼書」交付から予防接種までの流れ】



【別表】

【パターン①・②】 市町村が接種依頼を受けることができる場合	【パターン③】 市町村が接種依頼を受けることができない場合
・区から、滞在先の『市町村長』あての依頼書を交付します。 ・依頼書の提出先及び接種の方法を滞在先の市町村にご確認の上、予防接種を受けてください。【図中 a・b】 ・接種費用は、滞在先の市町村の定める金額となります。全額自己負担の場合もありますので、滞在先の市町村にご確認ください。なお、<u>全額自己負担の場合でも、新宿区から接種費用を還付することはできません。</u>	・区から接種を実施する『医療機関(施設を含む)長』あての依頼書を交付します。 ・直接、依頼書を医療機関に提出し、予防接種を受けてください。 ・接種費用は、医療機関の定める金額となり、<u>全額自己負担</u>です。<u>新宿区から接種費用を還付することはできません。</u>

【新宿区HP】



【問い合わせ先】

新宿区健康部 保健予防課 予防係
〒160-0022 新宿区新宿 5-18-21 第2分庁舎分館
TEL:03-5273-3859 FAX:03-5273-3820